

令和7年度兵庫県認証食品新ロゴマーク入り包装資材版下作成助成事業実施要領

(目的)

第1条 兵庫県認証食品（以下「認証食品」という。）の認知度向上と販路拡大を支援するため、認証食品ロゴマーク取扱規程の定めにより、認証食品新ロゴマークを包装資材に印刷するための版下作成費、デザイン費の一部を助成する。

(助成の対象者)

第2条 認証食品受証者又は認証食品の製造者若しくは販売者とする。

(助成の条件)

第3条 認証食品であって、令和8年3月19日までに完成し、支払いが終了した認証食品新ロゴマークを印刷した包装資材の版下作成費、デザイン費が含まれる経費に対して助成する。

なお、以下の(1)から(5)については助成の対象外とする。

- (1) 過去に本助成を受けた認証食品の包装資材に係る経費。
- (2) 過去に本助成を受けた包装資材に類似すると協議会が判断した包装資材に係る経費。
- (3) 令和8年3月20日以後に支払った経費。
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）。
- (5) 国もしくは兵庫県等の他の助成事業等や支援を受け、または受ける予定となっている経費。

(助成金額)

第4条 助成できる金額は予算の範囲内とし、1助成対象者が受けられる助成金の上限は3万円（千円未満切り捨て）とする。

(助成の申込み)

第5条 助成の申込みは別紙1の申込書に経費見積書等関係書類を添付し、ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「協議会」という。）へ提出することとする。

(助成の承認)

第6条 申込書の内容を協議会で確認し、本要領に定める内容に合致すると認められる場合、協議会会長は予算の範囲内で助成の承認を決定し、助成事業者に通知する。

(実施報告)

第7条 助成事業者は事業完了後1ヶ月又は令和8年3月19日のいずれか早い日までに実施報告書（別紙2）に事業費が確認できる資料を添えて実施報告を行うとともに、請求書（別紙3）、通帳の写しを提出する。

(助成金の交付)

第8条 協議会会長は、前条の報告内容が適正と認めるときは、助成事業者からの請求書に基づき、助成事業者指定の金融機関指定口座へ助成金を振り込むこととする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別途定める。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。